

平成26年度 第1回 新宿駅周辺地域都市再生緊急整備協議会
都市再生安全確保計画部会 東口周辺地域分科会
議事概要

平成26年9月5日（金） 午後2時～午後4時
新宿区役所5階大会議室

■出席者（委員）

鈴木委員（東京都都市整備局）、飯塚委員（東京都都市整備局）、須賀委員代理（東京都総務局）、落合委員（東京都交通局）、松田委員（新宿区）、森委員（新宿区）、木内委員（新宿区）、村瀬委員代理（警視庁新宿警察署）、坂牧委員代理（警視庁四谷警察署）、槇野委員（東京消防庁新宿消防署）、滝澤委員（東京消防庁四谷消防署）、久田委員（（学）工学院大学）、児玉委員（新宿サブナード（株））、持田委員（（株）スタジオアルタ）、太田委員（東宝（株））、石川委員（（株）丸井）、宮原委員（（株）三越伊勢丹ホールディングス）、若杉委員（（株）ルミネ）、石上委員（小田急電鉄（株））、渡辺委員（京王電鉄（株））、仁平委員代理（西武鉄道（株））、廣瀬委員代理（東日本旅客鉄道（株））、天満委員代理（東日本旅客鉄道（株））、坂本委員代理（（株）NTTドコモ）、安西委員（東京ガス（株））、上田委員代理（東京電力（株））、城委員（歌舞伎町商店街振興組合）、濱中委員（新宿駅前商店街振興組合）、西澤委員（新宿大通商店街振興組合）、蓮實委員（新宿東口商店街振興組合）

■議事概要

（1）都市再生緊急整備協議会、東口周辺地域分科会等の設立について

- ・東口周辺地域分科会の設立について報告された

（2）東口周辺地域分科会会則の決定について

- ・東口周辺地域分科会会則について説明があり、了承された

（3）東口周辺地域分科会分科会長の選出について

- ・分科会長として松田新宿区区長室危機管理課長が推薦され選出された

（4）都市再生安全確保計画制度を活用した取組みについて

- ・この分科会は安全確保計画制度をつくるのが目的なのか。それとも、計画内容の運用について協議するのか。新宿駅周辺防災対策協議会との違いがよくわからないので、分けしながら説明いただきたい。（歌舞伎町商店街）

→東口周辺地域の基本計画を策定することが主目的となる。策定された基本計画は、ひとつ上の計画部会で承認される。また、基本計画に基づき事業を行う際に、その話し合いも含めてこの分科会で検討していくことになる。

新宿駅周辺防災対策協議会との違いとしては、安全確保計画の中で位置付けたものを新宿駅周辺防災対策協議会で実践、検証していくことになると思う。（事務局）

（5）東口周辺地域も含めた新宿駅周辺地域都市再生安全確保計画（たたき台骨子）について

- ・対象地域に渋谷区も含まれているので、渋谷区にも分科会に参加いただいた方が良いのではないかと。

本計画は震災を想定しているが、地下街があるこの地域では水害も大きな問題であるが、水害は対象外なのか。

建物のモニタリングも安全確認のために重要であるが、帰宅困難者、滞留者対応として、監視カメラを使った人のモニタリングも考えた方が良いのではないかと。

最後に、対象者は住民と帰宅困難者、事業者の全て含むということによいか。避難施設など誰を対象としているのか整理した方がよい。(学)工学院大学

→渋谷区には、部会、西口分科会等に参加いただいている。東口分科会にも参加いただくのか、ある程度方向性がまとまった段階で渋谷区に提案するのかなど事務局で整理させていただく。

水害について本計画の中で扱うのか、相談させていただきながら、検討させていただきたい。

人のモニタリングについて、昨年度の基礎調査において、防犯カメラの映像を活用することも検討したが使用できなかった。また、独自にモニタリングのカメラを設置するとしても幾つか大きな課題があるかと考えている。個別映像の問題等々の解決も今後非常に重要になってくるということは認識しているので、今後検討していきたい。また、その際アドバイスをいただければありがたい。

住民に対する避難所や一時集合場所と帰宅困難者に対する一時滞在施設については、区の方針が示されているので、しっかり整理していきたいと考える。(事務局)

→新宿駅前商店街振興組合や新宿大通商店街振興組合の一時集合場所が、帰宅困難者が多いと想定される東口広場になっている。この計画を活用すれば予算が出ると思うので、あわせて検討したほうが良いと考える。(学)工学院大学

→一時集合場所は自治会の町会等が整備するというよりも、近所の広場や広めのマンションの庭先のスペース、公園などを各町会が指定し、区役所に届け出るという制度である。(分科会長)

→新宿大通商店街振興組合は駅前から新宿御苑までの900メートルの範囲である。駅前は帰宅困難者で一杯と考えられるので、花園公園や新宿高校、新宿御苑など各地点から近いところを想定している。(新宿大通商店街)

- ・例えば帰宅困難者が殺到したことなど東日本大震災における反省が計画の中でいかされていない。また、その際どうすればよいかということが載っていない。

また、本計画における自助・共助・公助の基本原則とあるが、「公的機関による地域のサポート(公助)」という言葉が気にかかる。例えば道路の陥没などへの対応やライフラインへの対応など大震災の時は公的機関の務めであり、サポートではない。

いずれにしても東日本大震災の反省がもっと広範囲にいかすことができるのではないかと感じた。(新宿大通商店街)

→昨年度の調査で当時の状況等について資料に目を通す機会があったが、実際に起こったことやそれに対する対応などについて計画を作る上で十分反映したい。商店街をはじめ、事業者の方々に意見をうかがいながら計画をまとめていきたいと考えるのでお願いした

い。(事務局)

- ・発災した直後、それから数日経過した後、住民、事業者、来街者、それらを総合的にサポートする行政に対して、どのようなことが起こって、何をしなければいけないのか、明確に整理した方がよい。おそらく警察や消防、行政を待っている余裕もないので、我々民間がどのように動かなければいけないのか。それから、住民の方々はどうするのか。そのような点に踏み込んでいくような方向性を出していただくとわかりやすくなると考える。

また、計画のたたき台骨子を細かく読んで、意見を提出する。((株)丸井)

→計画策定まで時間があるので、ご意見をいただき、議論させていただきたいと考えるので、よろしくお願ひしたい。(分科会長)

→それぞれの役割についても検討していく必要があると思う。それに関しては、地区防災計画というもので詳細に計画することになると思う。都市再生安全確保計画は、全体的にどういうことをしていかなければいけないのか計画する。誰が、いつ、どんなことを、どういう手順で、何を使ってという話は、本計画をベースにした地区防災計画のなかで検討し、区の地域防災計画に位置づけていくことが必要になってくると考える。どういう手順でやっていくかなど意見があると思うので、そのあたりは今後検討の中で意見をいただきたい。(事務局)

- ・建物退避の仕組みについて、ライフラインの停止により建物内部の人が外にでてくることを前提に書いてあるが、新宿の場合スペースが足りないので、ライフラインが止まった程度では外に出ないで、ビル内にとどまる必要がある。その際、全ての建物に対して補助が出るのか、それとも一時滞在施設として指定されないと補助が出ないのか。帰宅困難者等を受け入れると言わないと補助が出ないのか、どこまで補助が出るのか明らかにする必要がある。(学)工学院大学)

→一時滞在施設の協定を結び、帰宅困難者を受け入れるビルに対しては補助が出る。自らのビルから外へ避難者を出さないというだけのビルとは切り分けをしないといけないと考える。地域の何らかの拠点としての位置づけがあり、帰宅困難者を受け入れたり、ビル内の滞在者をビル外に出さなかったりすれば補助の対象になると思う。そのあたりは、今後明確にしていく必要があると考える。(事務局)

- ・資料4-2のとおり、本日提示した「たたき台骨子」について意見をいただきたい。部分的な意見、全体的な意見どのような意見でも構わないので、区危機管理課までお寄せいただきたい(〆切は10月31日(金))。(分科会長)

(6) 新宿駅周辺における地域連携訓練の概要について

- ・資料に基づき、事務局から説明

以上